

よくあるお問い合わせ

- Q1** 耐震診断や耐震改修工事について、わからないことがある。
A1 区の窓口にご相談ください。耐震診断などの実施に迷っている方や助成の条件を確認されたい方もお気軽にご相談ください。又、無料耐震相談会も行っていますのでご利用ください。
- Q2** 助成制度を活用して耐震診断や耐震改修工事を行いたい、どうすればいいか？
A2 まずは耐震診断を受けていただく必要がありますので、区登録耐震診断士名簿から耐震診断士をお選びいただき、“区の助成制度を活用した耐震診断費用の見積り”を依頼してください。（耐震診断費用の見積りは無料です。）
- Q3** 区登録耐震診断士の名簿はどこで手に入るか？
A3 区のホームページ(<https://www.city.adachi.tokyo.jp>)や区の窓口で名簿を公開しています。郵送での対応も行っておりますので、お気軽にご請求ください。また、区登録耐震診断士のほかに、区登録耐震改修施工者（工務店）の名簿も公開しています。
- Q4** 区登録耐震診断士の選び方は？
A4 区登録耐震診断士名簿の区助成実績等を参考に、ご検討ください。
 また、複数の方に見積りを依頼し、話を聞くなどして、自分に合った方をお願いするのが理想です。もし、わからない点や不安な点があれば区の窓口にご相談ください。
- Q5** 耐震診断の費用はどのくらいかかるか？
A5 耐震診断の費用には幅があります。
 この費用は設計図面の有無、建物の大きさや区登録耐震診断士が所属する事務所によって異なりますので、一社だけでなく複数社へ見積りをおすすめします。
- Q6** 耐震改修工事の費用はどのくらいかかるか？
A6 耐震改修工事の費用は、建物の大きさ、劣化の具合や耐震性の程度により異なります。また、施工業者や施工条件（求める耐震性の程度、工事を行う場所、工事の時間帯や曜日など）によっても異なりますので、一社だけでなく複数社へ見積りをおすすめします。
- Q7** 木造戸建て住宅以外の助成もあるか？
A7 ございます。共同住宅や非木造住宅の助成もあるので、詳しくは区へ問い合わせください。
- Q8** 法人所有の物件は助成対象か？
A8 不動産取引業（宅地建物取引業）を行っている場合は、助成対象外になりますが、それ以外の法人所有であれば助成対象となります。
- Q9** 建物の登記をしていない住宅も助成対象か？
A9 未登記の建物については、登記の代わりに固定資産評価証明書や、固定資産税納税通知書等の写しがあれば申請可能です。
- Q10** 売買や相続で建物所有者が変わる場合はどうすればいいか？
A10 売買等で建物所有者が変わる場合は、所有権移転登記後に助成申請をしてください。また、相続で所有者が変わる場合は、相続登記または法定相続情報証明制度の利用が必要になります。
- Q11** ツーバイフォーの戸建ては助成対象か？
A11 昭和56年6月から平成12年5月まで期間の住宅は在来軸組工法が対象のためツーバイフォーは対象外です。判断が難しい場合は、まずは区登録耐震診断士にご相談ください。

悪徳リフォーム業者に ご注意ください！

公的機関とまぎらわしい名称を用いて、耐震補強を勧誘する訪問営業が多発しております。登録耐震診断士の身分証・施工者の登録証をご確認ください。また、不審な点がありましたら問い合わせください。

登録耐震診断士・登録耐震改修施工者

問い合わせ先

建築防災課 耐震化推進第一・第二係

電話：03-3880-5317

ファックス：03-3880-5615

Eメール：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

足立区役所中央館4階 足立区中央本町1-17-1 発行：足立区

令和7年4月作成

大地震に備えて
『我が家』と『命』を守る

令和7年度まで
助成金UP！

建築物の

耐震診断・

耐震改修工事

木造
住宅版

助成制度のご案内



2016年 4月 熊本地震

